

I 章. はじめに

1. 本ガイドライン作成の背景と目的

近年、自然災害の激甚化・頻発化とともに、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険性が明示されている場所(災害ハザードエリア)において、人命につながる災害が多発しており、災害ハザードエリアにおける防災・減災対策の重要性が改めて浮き彫りになったところです。

また、防災・減災対策としては、堤防整備等のハード対策や、浸水ハザードマップ等を通じた地域の方々に対する事前の備え・避難の呼びかけといった取組のみならず、土地利用や住まい方からのアプローチ、すなわち、災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという、「防災移転」の考え方を進めていくことが重要です。

これまでも危険なエリアからの移転には、多くの地域で取り組まれておりましたが、主としては、実際に被災した後に、近傍に住まいを移転するという、事後的な対応が多い状況です。今後は、

1. 平時における、発災前に行う「防災移転」の促進

あらかじめ、災害ハザードエリアにおける住宅や施設の立地状況等を踏まえつつ、様々な移転先の候補地を検討し、平時から移転の取組を進めていく「防災移転」を進めること

2. 人口動態や土地利用等を踏まえた、「まちづくり」の一環としての移転の促進

災害ハザードエリアからの移転について、地域の持続可能性を高め、コンパクトシティの推進に資するような移転を進めること

という軸足に立った「防災移転まちづくり」を進めることが大切です。

本ガイドラインは、主に実務を担う地方公共団体の担当者向けに、防災移転まちづくりを支える制度である、防災移転支援事業(※)及び防災集団移転促進事業をターゲットに、各事業の進め方や、具体的な運用方策などについて、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえた制度改正内容等も盛り込みつつ、とりまとめたものです。

なお、今後、各事業の運用実態等も踏まえ、本ガイダンスについても、随時見直しを行っていきます。

※都市再生特別措置法第109条の7に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業のことを指します。
(以下同じ。)

2. 防災移転まちづくりの取組主体

「防災移転まちづくり」を進めるには、地域の都市計画や都市整備を担うまちづくり部局のみならず、様々な部局が連携して取り組むことが重要です。

例えば、防災移転まちづくりを進める出発点である、災害に対するリスクの把握・分析や、様々な災害ハザードエリアの指定には、治水・砂防部局等の参画が欠かせません。一方で、将来の土地利用のあり方や、まちづくりの方向性を考える際には、都市計画・建築部局等の参画が重要です。さらに、要配慮者施設に関しては福祉部局、災害時の避難や情報提供等に関しては危機管理・防災部局と、幅広い主体が参画し、それらが連携して取り組むことが不可欠です。

防災移転まちづくりを進める際には、様々な部局の連携と役割分担のもと、総合的な観点から検討が進むよう心がけてください。

3. 防災移転まちづくりを支える制度の全体像

本ガイドラインで取り上げる、防災移転まちづくりを支える制度として、防災移転支援事業と、防災集団移転促進事業があります。いずれも、災害の発生するおそれのある区域からの移転を進める事業ですが、異なる特色があります。

(1) 防災移転支援事業（令和2年創設）

防災移転支援事業は、都市再生特別措置法に基づく事業で、住居や施設の移転について、登記手続きや税制面で支援するものであり、

【移転元】 災害の発生するおそれのある区域から

【移転先】 移転者が居住誘導区域又は都市機能誘導区域へ、

【移転物】 住居又は施設を移転する場合、

【支援策】 市町村が登記手続きを代行し、不動産取得税等の減免を得られるものです。

住宅のみならず様々な施設について、また、個々の申請に応じて事業を適用することが可能であるなど、比較的、移転者のニーズに機動的に対応して活用することが可能な仕組みとなっています。

(2) 防災集団移転促進事業（昭和47年創設）

防災集団移転促進事業は、住居の集団的な移転について、財政面で支援するものであり、

【移転元】 災害ハザードエリアから

【移転先】 地方公共団体が整備する住宅団地へ、

【移転物】 住居を集団的に移転する場合、

【支援策】 住宅団地整備費や、移転元の買取補償等へ国が補助を行うものです。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(以下、「防集法」という。)に基づく事業で、災害前の移転にも活用することが可能であり、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図ることが可能な事業となっています。

本ガイドンスは事業に係る運用面を解説したものです。そのため、事業実施の上で根幹となる対象法令及び要綱をご理解の上で、本ガイドンスをご活用ください。

○防災移転支援事業

・対象法令

都市再生特別措置法(第 81 条、第 109 条の7～第 109 条の 13)

○防災集団移転促進事業

・対象法令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

・要綱

防災集団移転促進事業費補助金交付要綱